

たつの市告示第32号

たつの市女性活躍支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月27日

たつの市長 山 本 実

たつの市女性活躍支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、地域のまちづくりのために自主的な活動を行い女性が主体的に活動する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 市内に活動拠点を有する団体
- (2) 構成員が5人以上である団体
- (3) 代表者が女性である団体
- (4) 構成員の半数以上が女性である団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象団体としない。

- (1) 営利を目的とする団体
- (2) 政治又は宗教に関する活動を目的とする団体
- (3) たつの市暴力団の排除に関する条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団及び同条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者と関係のある団体
- (4) 前3号に掲げる団体のほか補助対象団体としてふさわしくないと市長が認める団体

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象団体が次の各号に掲げる事業を実施するために必要な経費とする。ただし、他の補助金等の交付を受けている場合は、交付の対象外とする。

- (1) 仕事と家庭の両立や多様な働き方を推進する事業
- (2) 起業やキャリア形成に関する事業
- (3) 女性差別やハラスメントの防止を啓発する事業
- (4) 地域活動への参画を推進するための事業

- (5) 健康の増進に関する事業
 - (6) 地域防災対策を推進する事業
 - (7) まちづくり活動への知識や技能を習得する事業
 - (8) 前各号に掲げる事業のほか市長が適当と認める事業
- 2 同一補助対象団体に対する補助金の交付回数は、同一年度内で1事業1回限りとし、継続して実施する同一事業に対し、3回を上限とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、各年度3万円を上限とする。ただし、新たに設立された団体に対する補助金の額は、初年度に限り5万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、第3条第1項各号に規定する事業を実施する前に、女性活躍支援補助金交付申請書（様式第1号）に、構成員名簿及び収支計算書（予算・決算）（様式第2号）を添えて、市長へ提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の可否を決定し、女性活躍支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）が、やむを得ない事情により、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を変更し、又は中止しようとするときは、補助事業変更等申請書（様式第4号）に、必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定団体は、補助事業が完了したときは、女性活躍支援補助金実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支計算書（予算・決算）（様式第2号）
- (2) 事業の経費に係る領収書
- (3) 活動記録写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、当該実績報告書が適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、女性活躍支援補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、女性活躍支援補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、女性活躍支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(たつの市女性活躍講座開催補助金交付要綱の廃止)

2 たつの市女性活躍講座開催補助金交付要綱（令和3年告示第34号）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前のたつの市女性活躍講座開催補助金交付要綱の規定により交付すべきであった補助金については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

女性活躍支援補助金交付申請書

年 月 日

たつの市長 様

所 在 地
団体の名称
代表者氏名
電 話 番 号 ()

たつの市女性活躍支援補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請
します。

1	団体設立(予定)年月	年 月	
2	構成員(予定)人数	構成員数 名(うち、女性 名)	
3	事業名	同要綱第3条第1項第 号に該当	
4	事業目的		
5	着手・完了	着手日	年 月 日
	予定日	完了日	年 月 日
6	事業計画		
7	交付申請額	円	
8	通算交付年度	年度	年度

添付書類

- (1) 構成員名簿
- (2) 収支計算書(予算・決算) (様式第2号)

様式第2号（第5条、第8条関係）

収支計算書（予算・決算）

収入の部

区 分	収入額（円）	摘 要
合 計		

支出の部

区 分	支出額（円）	摘 要
合 計		

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長



女性活躍支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、たつの市女性活躍支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 交 付 年 度	年度	
2 事 業 名		
3 交 付 決 定 額	円	
4 通 算 交 付 年 度	年度	年度

補助金の交付条件

- （1） 交付決定団体は、たつの市女性活躍支援補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
- （2） 虚偽の申請など、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが発覚したときは、交付決定団体に対し、交付した補助金の返還を求めます。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

たつの市長 様

所 在 地
団体の名称
代表者氏名
電 話 番 号 ()

補助事業変更等申請書

次のとおり補助事業を変更・中止したいので、たつの市女性活躍支援補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 事業名	
2 交付決定年月日 及び番号	年 月 日 第 号
3 変更・中止の理由	
4 変更後の事業計画	
5 変更後の交付申請額	円
6 備考	

添付書類

- (1) 補助事業を変更する場合、収支計算書（予算・決算）（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

たつの市長 様

所 在 地
団体の名称
代表者氏名
電 話 番 号 ()

女性活躍支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定を受けた女性活躍支援補助金
について、たつの市女性活躍支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関
係書類を添えて実績報告をします。

1 事 業 名	
2 着 手 ・ 完 了 年 月 日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
3 事 業 内 容	
4 参 加 者 数	延べ 名（うち、女性 名）
5 交 付 決 定 額	円

添付書類

- (1) 収支計算書（予算・決算）（様式第2号）
- (2) 事業の経費に係る領収書
- (3) 活動記録写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

たつの市長



女性活躍支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金の交付については、次のとおり額を確定したので、たつの市女性活躍支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 交 付 年 度	年度	
2 事 業 名		
3 交 付 確 定 額	円	
4 通 算 交 付 年 度	年度	年度

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

たつの市長 様

所 在 地
団体の名称
代表者氏名
電 話 番 号 ()

女性活躍支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定を受けた女性
活躍支援補助金について、たつの市女性活躍支援補助金交付要綱第10条の規定によ
り、下記のとおり補助金を請求します。

1 事 業 名

2 請 求 金 額 円

3 振 込 先

金融機関名	銀行・信用組合 信用金庫・農協						金融機関 コード				
店 舗 名	本店・支店 出張所						店舗コード				
口 座 番 号							口座種類	普通 ・ 当座			
フリガナ											
口座名義人											

様式第8号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

たつの市長



女性活躍支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した女性活躍支援補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので、たつの市女性活躍支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

取消理由